



会社の出向延長は認められない！

強制出向延長取消裁判第3回口頭弁論開催！

7月9日、東京地方裁判所で強制出向延長取消裁判第3回口頭弁論が行われました。裁判所には約50名の組合員・OBが結集しました。

裁判では被告側（会社側）が原告側（山本修さん）の提出した書面に反論の書面を提出しました。原告側の提出した書面は

- ①出向協定には「出向期間は原則として5年以内とする」としており「出向延長命令を出来る」という明確なものは記載されていない。よって、今回の出向延長命令は明らかな協定違反であること。
- ②被告側（会社側）は、山本修さんが車両所で働けるパートはなく、車両所に戻すことは不適切としているが、これは誤りであり、十分に働けるパートはある。

以上、が大きな構成となっていました。

これに対して被告側は

- ①出向を命ずる回数を制限する定めも一切存在しないので、出向期間が満了したときに、次の勤務先について検討した結果、業務上の必要性に基づき出向を再度命ずることは正当な権利行使である。
- ②山本さんは検査修繕業務に携わっていたことがあるものの、その期間は20年以上前のわずか約3年間に過ぎず、検査手順や検査項目も大きく変更されているものであり、山本さんが習熟に期間を要することは明らかである。

と反論をしてきました。

会社の理不尽を許さず闘うぞ！

裁判終了後、報告集会を開催しました。地本を代表して成田委員長は「会社は出向制度について組合側にも説明していると言っているが、延長については何も説明を受けていない」「会社の出向延長は認められない」と力強くあいさつをしました。

JR東海労本部、新幹線地本OB会、東京地区分会より「会社は出向協定の中に延長も含まれるというのが絶対認められない」「裁判勝利に向け全力で闘う」と連帯のあいさつがあり、長島弁護士より裁判の課題が述べられました。また、今後の解決方法についての議論をし、会社側から「山本さんを元の職場に戻すことはしない」ということから和解には応じられないことを確認してきました。

第4回口頭弁論は9月3日（火）10時30分 619号法廷